

## 高知カツオマイスター制度に関する規約

### 1. 申請関連

- (1) 高知カツオマイスター認定を希望する者（以下、申請者）は、趣意書及び意義・目的を承諾した上で、自身が認定基準に相違ないかを確認する。また、その他の申請・認定に関することについても承諾をする。
- (2) 所定の申請用紙に必要事項を記入、押印の上、推薦状と「私のカツオに対する思い」を添付し、高知カツオ県民会議事務局（以下、事務局）に郵送または持参にて提出する。
- (3) 事務局は申請書類の確認を行い、書類に不備があった場合は修正及び、申請書類の再提出を申請者に依頼する。
- (4) 事務局にて確認された書類を元に、高知カツオ県民会議食文化分科会（以下、食文化分科会）にて、審査基準に則り、一次審査を行う。
- (5) 一次審査にて認定されなかった申請者には、事務局がその旨の通知を行う。また、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。
- (6) 一次審査を通過した申請者に対して、高知カツオ県民会議幹事会（以下、幹事会）の二次審査を行い、出席幹事の賛成多数をもって、承認される。
- (7) 事務局は幹事会にて承認された申請者に対し、高知カツオマイスター認定の通知を行うと共に、必要書類及び請求書の送付を行う。また、不認定とされた申請者に対して、その旨を通知する。この場合も、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けないものとする。
- (8) 申請者は規定に沿って、顔写真を事務局に送付する。
- (9) 事務局は高知カツオマイスター認定証を作成する。
- (10) 事務局は手数料等と引き換え（送付の場合は事前振込を確認後）に、認定証及びツール一式を申請者へ授与又は送付する。

### 2. 認定関連

- (1) 高知カツオマイスターの有効期間は高知カツオ県民会議の存続期間と同じとする。
- (2) 高知カツオマイスター認定者（以下、認定者）が、申請時の勤務先を退職する場合は、認定証を持って退職する。また、勤務先である店舗の責任者は、他に認定者がいない場合は、速やかに高知カツオマイスター認定時に事務局より購入したツール一式の店舗での掲出を中止する。
- (3) 申請書及び推薦状に不実記載があったり、本規約が遵守できていない場合は認定を取り消すこととする。
- (4) 本規約に記載がないことは、高知カツオ県民会議にて都度協議を行ったのち、認定者は決定事項に従うものとする。